

返戻金制度に関して

株式会社プラス・ワン

当社からの紹介により就職した者が本人の都合による退職、もしくは本人の責めに基
づく解雇により雇用契約を終了した際は、受領した紹介手数料から次に定める金額を
求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合は 80%
- (2) 入社後 1 か月超から 3 か月以内に雇用契約が終了した場合は 50%
- (3) 入社後 3 か月超から 6 か月以内に雇用契約が終了した場合は 20%

返戻金制度に関しては有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。